

建築物の耐震化の促進に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 9 月 17 日

提 出 議 員

今 村 剛 司

賛 成 議 員

駒 崎 ゆ き 子

蛇 石 郁 子

田 川 正 治

橋 本 憲 幸

飛 田 義 昭

橋 本 幸 一

建築物の耐震化の促進に関する意見書

東日本大震災の経験を踏まえ、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館・病院等の建築物で大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、民間事業者を取り巻く環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

よって、国は、これらの対象物となる建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置の拡充を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

郡山市議会